平成20年度公共事業再評価

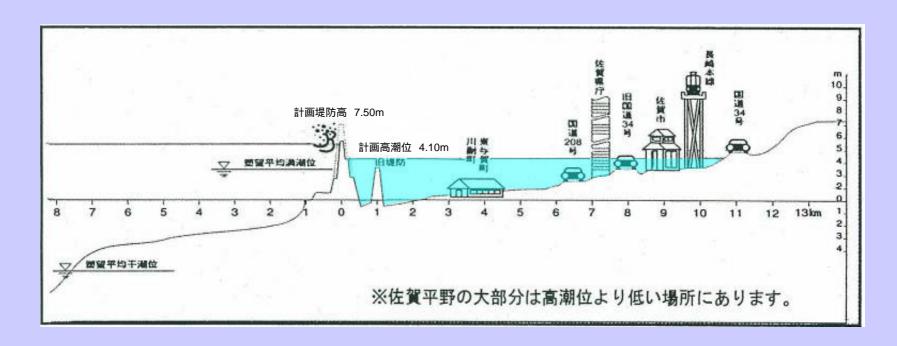
県営海岸保全施設整備事業(高潮対策)

東与賀地区(佐賀市東与賀町)

平成20年10月30日

海岸保全施設整備事業とは・・・

「海岸法」に基づき指定した「海岸保全区域」において、海岸堤防等の「海岸保全施設」を整備し、住民の生命・財産を高潮や津波、波浪、浸食から防護することにより、国土の保全と民生の安定を図ることと目的とする事業です。



海岸保全施設整備事業の概要

海岸の現状

- ・本県は、台風の常襲地帯であり、たびたび高潮災害が発生
- ・有明海沿岸の海岸堤防は、沈下等による老朽化が進んでおり、防護機能が低下

事業の実施

消波工や堤防の嵩上げ等、 緊急性の高い箇所からの整備

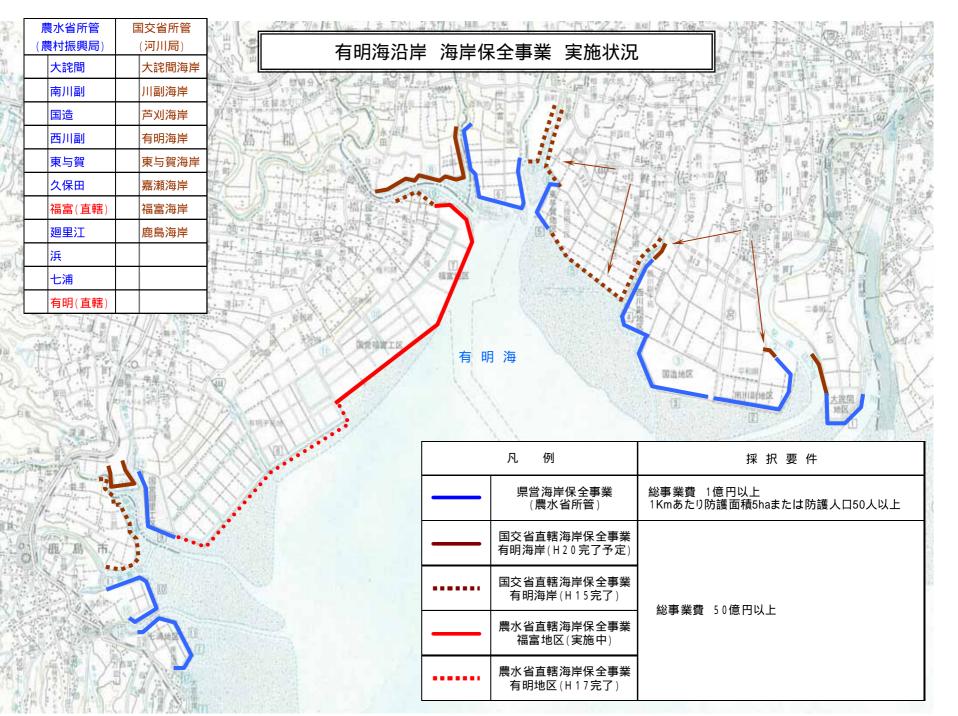


高潮、浸水被害の解消

現在の取組み

直轄海岸保全事業 2地区 (国土交通省·農林水産省) 県営海岸保全事業 10地区





海岸保全施設整備事業

東与賀地区



東与賀地区の海岸堤防の現状

- ·海岸堤防は、干拓事業(S21~37)により造成
- ·有明海岸の沖積粘土などの極軟弱地盤上に築造 不等沈下等による陥没等が発生
- ·堤防高は、伊勢湾台風クラスを想定し、T.P+7.5m (既設+5.6m)で設定





過去の被害状況 (平成18年台風13号)





東与賀地区 海岸保全施設整備事業 概要

【全体計画】

·事業着手年度 昭和46年度

·完了予定年度 平成29年度

·整備延長 1,760m

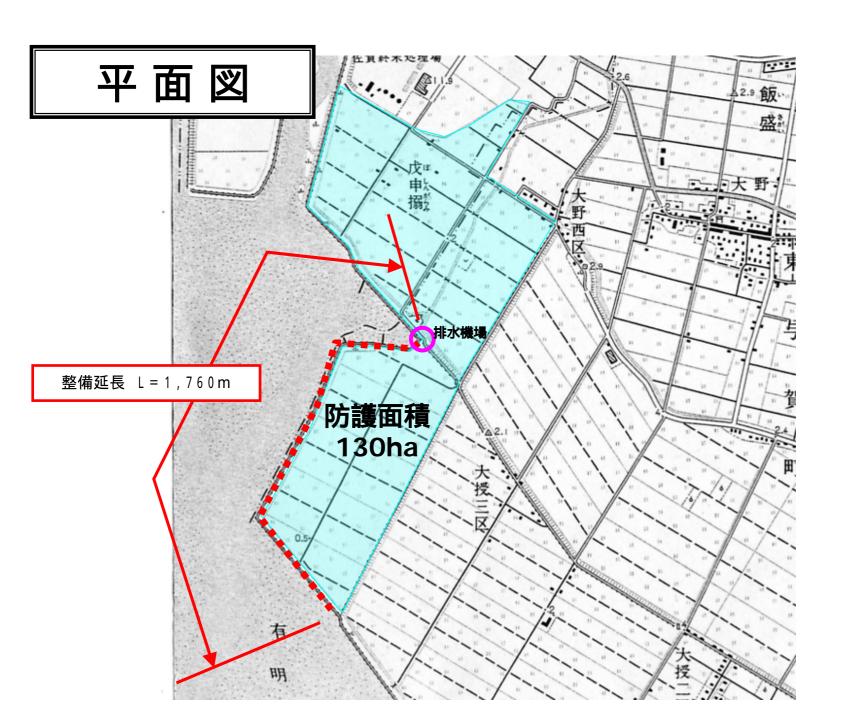
·主要工種 堤防工、消波工、樋門工(1箇所)

·防護面積 130ha

(農用地99ha、宅地1ha、その他30ha)

·総事業費 2,764百万円

・進捗率 71.1%(平成19年度末 事業費ベース)



費用便益比 B/C

総費用C: 2,764百万円(被害防止額)

総便益B: 4,374百万円

便益内訳 ·農作物被害

278百万円

(水稲、麦、大豆、アスパラガス)

·一般、公共土木施設等被害 4,096百万円

(水田、家屋、ライスセンター、海苔協業施設ほか)

費用便益比(B/C)=4,374÷2,764=1.58

事業の継続について

事業の必要性

- ・地区は、高潮位より標高が低く、来襲する台風の規模や コースによっては、高潮災害や越波による塩害が発生 する危険性がきわめて高い。
- ・背後地には、干拓事業で造成された優良農地やライス センター、一般の家屋等も存在

事業の実施により

- ・防災上の安全度の向上
- ・高潮被害の解消、防止
- ・地域住民の生命・財産と安全安心の確保

以上のことから、事業の継続が必要です。